

知的財産事例

村上産業株式会社

地域産材の価値・可能性を広めるために 伝統ひとすじから、素材の新規性に注目

事業内容

1952年設立（創業1910年）
畳表の卸売業・い草を用いた建材の開発
植物由来カーボン製造・開発

知的財産権と内容

特許第4484921号	光畳HIKARA-TATAMI
特許第6136040号	炭化物の製造方法
特許第6028186号	イグサ炭化物、イグサ活性炭
実登第3110590号	内装材
商標第5931045号	ヒカリタタミ、ヒカリ、コー

(2024年3月現在)

ACTIVITIES & ACQUISITION IS INTELLECTUAL DATA



代表取締役 村上 健さん

国産い草の需要の変化が事業に変革をもたらした

1910年の創業以来、100年以上にわたり畳の卸売業に携わってきた当社。先代である3代目までは従来の事業に力を入れる方針だったが、4代目となる村上健代表は、フローリングの普及や外国産い草の輸入増加といった時代の流れを踏まえ、国産い草の需要を守るため、新たな畳や素材の可能性を積極的に追求している。開発は主に村上代表と、母である勝代専務によって行われている。近年では代表的な製品であるHIKARI-TATAMIだけでなく、い草を用いた炭化物の技術でも特許を取得した。脱炭素や脱プラスチック、SDGsといった取り組みが叫ばれる昨今、環境にやさしい炭化物への注目度が高まっているようだ。

一般の目線で新たな畳文化の可能性を見出す

知財を取得したきっかけは、HIKARI-TATAMIの開発だった。長く業界に携わっている人の中には、畳の質や違いをすぐに判別できるプロフェッショナルもいる。しかし、一般目線ではなかなか難しいことから「付加価値を持たせ、他の畳との違いや高級感が誰に対しても伝わりやすい製品を作りたいという想いがあった」と村上代表は話す。そこで生まれたのが、LEDライトと畳を組み合わせる斬新な発想である。元来のい草の質感や香りなどはそのままに、空間にふさわしい華を与える煌びやかなデザインを実現。飲食店やイベント会場、

商業施設などでのシェアはもちろん、映画の撮影に使用されたこともあった。このように、他社との差別化にも大きく貢献できる技術だからこそ守らなければならない、と意識し、村上代表自ら弁理士事務所へ相談。県の支援機関から紹介を受けたこともあったが、当時、最終的には自身でリサーチした東京の弁理士と縁があり、特許や商標の取得に至った。

伝統を前提に様々な視点でイグサのイメージ向上を模索

「こういった知的財産権の取得により、自社の製品が模倣等の侵害行為から守られていると実感し、安心感を得られるようになった」と村上代表は言う。また、製品や会社の知名度が上がり、営業活動がしやすくなった面もあるという。よって、開発における知財取得は今後も積極的に行っていく姿勢だ。HIKARI-TATAMIと同じく製品化されている「GXシリーズ」も、独自技術として特許取得を検討している。これはい草を織って畳に加工するのではなく、自然な状態で塗料と混ぜ、アート風の建材に仕上げたもの。人材不足や技術の継承が課題となりやすい伝統産業において、新しい風を吹き込むために誕生した製品だという。製品からもうかがえるように、当社が目指す知財活用のゴールには、地域産材であるい草の植物的な価値や汎用性が認められ、より良いイメージが広まっていくことがある。それに向けて炭化物の研究にも力を入れており、今後は水や空気を浄化するためのフィルターやエネルギー等、

工業分野における活用の可能性も期待されている。

知財取得における苦悩



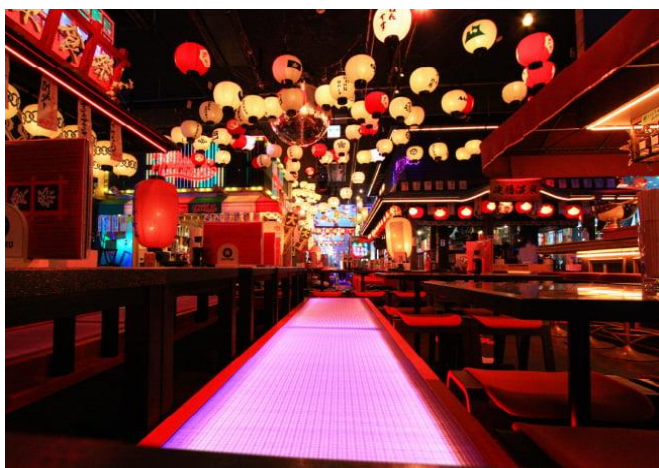
代表自身が前向きに奔走した結果、幅広い知財の取得に至った当社だが、それまでに却下・拒絶されたアイデアも少なくない。

その際には、弁理士に積極的に相談。こだわりや開発の難しさなどはできる限り簡潔な言葉で説明し、意思をくみ取ってもらえるよう心がけた。元々弁理士とのやり取り自体に苦労はなかったが、幾度か経験するうちに相性も分かり、上手く流れを作るための信頼関係が深まった。また、これまでとは異なる事業に参入するという新規性から、業界内での理解を得るのが難しい面もあったという。村上代表自身、従来の伝統も同じように大切にしたいという思いのもと、今後も既存事業と両翼体制で会社の維持・発展に努めていく方向性だという。

知財取得を目指す経営者へのメッセージ

注目!

「自社も未だ手探り状態ではあるが、知財取得にかかるコストより知財を学んで分かること、得られるものの方が自分には大きかった」と村上代表は語る。一見すると大がかりな行動に思えるが、誰もがはじめは弁理士事務所や専門機関に連絡するといった小さな第一歩から始まっている。特に当社の場合、“地域の産業に貢献しつつ、歴史や伝統を重んじたい”との思いが原動力になっている部分も大きい。地域の財産になるような優れた技術を目指す一方、実現しても先に知財を取得しておかなければ別の場所で権利化される恐れもある。特許や商標は、他社へのけん制やリスクを回避するための手段としても重要なものである、と考えているそうだ。



飲食店に活用されたHIKARI-TATAMI



青々とした、広大な国産い草畑



知的財産活用のポイント

想いと期待を込めた製品を 広めるために必要な手段

当社の知財取得にあたり注目したいのは、開発に関わる人々のポジティブな姿勢だと言えるだろう。知財は取得に費用がかかる上、日常的な業務と並行して事務作業を行う必要があるため、時間やコストが課題となりやすい。しかし、そのような中で

当社が知財取得に取り組むのは、“せっかく地元で事業をやるなら面白い取り組みを”という村上代表のバイタリティや、地域・産材に対する愛情をもとに生み出された製品であるからこそだ。当社の製品を通じて、い草の魅力が広く認識されるためには、まずはその権利を守ることが必要となる。合わせて、従来の製品の魅力を突き詰めていく中で、自社ならではの新たな発想や、守るべき技術が見えてくることもあるだろう。

COMPANY DATA

取材：2024年3月

企業名：村上産業株式会社 所在地：熊本県八代市千丁町吉王丸1599-1 電話番号：0965-46-1167

URL：<https://www.murakami-t.co.jp/> 創業：1910年 資本金：1000万円 従業員：3名

